

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ

問取納課 ☎(55)71221

新型コロナウイルス感染症の影響により事業などに係る収入に相当な減少があった方は、1年間、市税の徴収猶予の特例制度を受けることができません。担保の提供は不要で、延滞金もかかりません。

▼徴収猶予の要件①②の両方に該当

①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）、事業などに係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。

②一時に納付し、または納入を行うことが困難であること。

▼対象となる市税／令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する市県民税、法人市民税、固定資産税などの税目が対象となります。 ※既に納期限（令和2年2月1日以降）が過ぎている未納の市税についても、遡ってこの特例を利用することができません。

▼申請書類／関係法令の施行から2か月後、または納期限のいずれか遅い日まで申請が必要です。

申請書のほか、収入や現預金の状況がわかる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりお伺いします。

65歳以上の方の年金所得に係る市県民税・県民税は公的年金から引き落とされます

問取務課 ☎(55)71233

▼対象となる方／令和2年4月1日現在、65歳以上の公的年金受給者のうち、前年中の年金所得に係る市県民税・県民税の納税義務者の方

※介護保険料が年金から引き落とされていない方、引き落とされる市県民税・県民税の額が老齢基礎年金などの額を超える方は対象にはなりません。

令和2年度から引き落としになる方

納付方法 (納付書で納める)	普通徴収		特別徴収 (年金から引き落とし)		
	1期(6月)	2期(8月)	10月	12月	2月
徴収税額	年税額の4分の1 (各期)		年税額の6分の1 (各月)		

前年度より年金から引き落としがされている方

納付方法	特別徴収(年金から引き落とし)					
	仮徴収			本徴収		
納付時期	4月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収税額	前年度分の年税額の6分の1 (各月)			年税額から仮徴収した額を差し引いた額の3分の1(各月)		

※引き落とし開始後に市外へ転出、税額の変更、年金の支給停止などがあった場合は、引き落としが中止となり納付書で納めていただくことになります。

個人市民税の減免について

問取務課 ☎(55)71233

退職などによる著しい所得の減少、災害、死亡または長期療養などで税の納付が困難なときは、納期限の7日前までに申請されますと、減免を受けられる場合があります。

ごみの散乱防止・不法投棄禁止!!

問環境課 ☎(55)7114

紙くず・空き缶・ペットボトル・たばこの吸殻など、ポイ捨てをしないでください。道路や公園に散乱しているごみは、地域の美観を損なうばかりでなく、快適な生活環境にも少なからず悪影響を与えることになります。

私有地に不法投棄をされた場合、津島警察署へ通報してください。土地所有者または管理者は、管理責任があるため、適正に処理する必要があります。防犯カメラの設置や草を刈るなど、不法投棄されないための環境づくりを行うことが大切です。

マスクなどのごみの捨て方にご注意ください

問環境課 ☎(55)7114

新型コロナウイルス感染症対策として、マスクやティッシュなどのごみを捨てる際には、図のごみの捨て方に沿って、「ごみに直接触れない」「ごみ袋しっかりと縛って封をする」そして「ごみを捨てた後は手を洗う」ことを心がけましょう。

ごみの捨て方

